

大阪市立プール条例の一部を改正する条例案

大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 市長は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間について、大阪市立扇町プール、大阪市立都島屋内プール、大阪市立下福島プール、大阪市立中央屋内プール、大阪市立西屋内プール、大阪市立浪速屋内プール、大阪市立淀川屋内プール、大阪市立生野屋内プール、大阪市立城東屋内プール及び大阪市立阿倍野屋内プールのうち、市長が定めるプールの指定管理者を指定しようとするときは、第10条の規定にかかわらず、当該プールの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項の場合における第11条及び第13条の規定の適用については、第11条中「プールの指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第13条中「第11条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第11条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第3号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第5号中「前各号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前各号」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年 9 月 7 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪市立扇町プールほか9プールのうち市長が定めるプールの指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市立プール条例 (抄)

附 則

1 省 略

2 市長は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間について、大阪市立扇町プール、大阪市立都島屋内プール、大阪市立下福島プール、大阪市立中央屋内プール、大阪市立西屋内プール、大阪市立浪速屋内プール、大阪市立淀川屋内プール、大阪市立生野屋内プール、大阪市立城東屋内プール及び大阪市立阿倍野屋内プールのうち、市長が定めるプールの指定管理者を指定しようとするときは、第10条の規定にかかわらず、当該プールの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の場合における第11条及び第13条の規定の適用については、第11条中「プールの指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第13条中「第11条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第11条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第3号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第5号中「前各号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前各号」とする。